

年 月 日

加東市長 様

加東市移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、加東市移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により、申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯
移住支援金の種類		就職		テレワーク
		関係人口		起業

※世帯での場合は、下記に世帯員情報を記入ください。

(フリガナ) 世帯員氏名	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙「申請要件の該当状況について」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(テレワークの場合のみ記載) 市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 住所履歴

転入前の住所	
転入日	

東京23区内及び東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）の住所履歴

住所	転入日	転出日

※転入日から過去10年間の住所履歴を記載

5 東京23区内の企業等への勤務・通学履歴

住所	就業・通学期間	就業・通学先	就業・通学地

※転入日から過去10年間のうち、東京圏内に住所を有し、東京23区内へ通勤していた通勤履歴を記載

※4住所履歴において、直近1年以上かつ通算5年以上東京23区に住所を有していた場合は記載不要

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード（市使用欄） （求人管理番号又は【起業】管理コード）	
------------------------------------	--

7 振込先

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 支店		
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※申請者の名義の口座に限る。

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書（公的なものに限る。）
- ・住民票の写し
- ・転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し（申請要件を満たすことが確認できるもの。以下同じ。）
- ・誓約書兼同意書

【世帯での申請の場合】

- ・転入世帯員全員の住民票の写し
- ・転入世帯員全員の転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し
- ・母子健康手帳等出産予定であることを確認できる書類（胎児がある場合）

【東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた場合】

- ・東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書その他転入前の勤務地及び勤務期間を確認できる書類
- ・雇用保険被保険者証その他雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合】

- ・開業届出済証明書（開業届出済証明書がない場合にあつては、個人事業等の納税証明書等その他転入前の勤務地及び勤務期間を確認できる書類）

【東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた法人経営者であった場合】

- ・登記簿謄本又は登記事項証明書（これらが提出できない場合にあつては、法人設立届出書提出時の控え（税務署の受付印があるもの）、法人税等の納税証明書その他転入前の勤務地及び勤務期間を確認できる書類）
- ・個人事業等の納税証明書その他転入前の在勤期間を確認できる書類

【東京圏内に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合】

- ・卒業証明書その他在学期間や卒業校を確認できる書類
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他転入前の勤務地及び勤務期間を確認できる書類
- ・雇用保険被保険者証その他雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【就職、テレワーク又は関係人口による移住の場合】

- ・就業証明書
- ・業務委託契約書その他転入前の業務を継続していることが分かる書類（就職の場合を除く。）

【起業による移住の場合】

- ・起業家支援事業（東京23区枠）に係る交付決定通知書の写し

申請要件の該当状況について

次の1、2のいずれにも該当している。

1 次のいずれにも該当している。

- (1) 転入をした日から過去10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に住所を有し、又は東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し雇用保険の被保険者又は個人事業主として、東京23区内へ通勤していたこと。
- (2) 転入をした日の前日（東京23区内へ通勤していた場合にあっては、転入をした日の前日から転入した日の3箇月前の日までのいずれかの日）において、連続して1年以上、東京23区内に住所を有し、又は東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し雇用保険の被保険者又は個人事業主として、東京23区内へ通勤していたこと。この場合において、東京23区内に住所を有していた期間と東京23区内へ通勤していた期間は合算できるものとする。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：次に掲げるいずれかの指定区域を含む市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ・ 山村振興法
- ・ 離島振興法
- ・ 半島振興法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法

※東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、東京23区内の大学等へ通学していた期間を東京23区内へ通勤していた期間に合算できるものとする。

2 次のいずれにも該当している。

- (1) 申請時において、転入後1年以内であること。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。